

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成17年9月20日

京都市長 榎本 頼兼

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名称 京都魚アラリサイクルセンター（仮称）整備工事 ただし、プラント設備工事
- (2) 工事場所 京都市伏見区横大路千両松町205番地 他
- (3) 工事概要 施設規模 33トン/日
処理方式 クックアンドドライ方式（蒸煮方式）
- (4) 工期 契約の日から平成20年3月31日まで
- (5) 支払条件

ア 前金払 各会計年度の出来高予定額の40パーセントを超えない範囲内で支払うこととする。ただし、1会計年度における前払金の支払限度額は、3億円とする。

イ 部分払 平成17年度に1回、平成18年度に2回、平成19年度に2回の合計5回、出来形部分に相応する部分払を行うこととする。

2 入札までの手続

- (1) 3の入札参加資格に関する事項について、4の入札参加資格の確認に則った審査を行い、参加資格を有すると認めた者を本件入札参加有資格者として確認する。
- (2) (1)の確認結果は、書面にて通知する。
- (3) 当該有資格者に対して入札説明書、総合評価基準、ランニングコストに関する仕様書及び発注仕様書(以下「入札説明書等」という。)を提示し、入札を行う。

3 入札参加資格に関する事項

京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で平成16年12月22日付け京都市告示第393号に定める資格を有する者であると認められた者のいずれかであって、次に掲げる条件をすべて満たす者

(1) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期日から落札決定の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

(2) 次のア及びイの要件をすべて満たしていること。

ア 直前の建設業法第27条の23に基づく経営事項審査の結果としての経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）における機械器具設置の総合評点が750点以上であること。

イ 平成2年度以降に完成済みの工事において、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、クックアンドドライ方式の魚アラリサイクルプラント設備（加熱装置、脱水機、乾燥機を中心として構成された処理システム）の施工実績を有していること。

ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

(4) 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で1名以上配置しうること。

なお、配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示できること。

(5) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次のア～ウのいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前ア及びイと同視し得る関係があると認められる場合

4 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を(3)アの受付期間内に(3)イの受付場所へ持参提出し、資格確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は参加資格がないと認め

られた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 施工実績調書（用紙交付）

3(2)イに示す施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

ウ 直前の総合評定値通知書の写し

入札日時において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。A4判の写しを提出すること。

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(4)に示す監理技術者又は主任技術者については、次の条件をすべて満たしていること。

(7) 本件入札参加資格確認申請時において、他の工事に配置されておらず、かつ、申請時以降、本件の入札執行までの間においても、他の工事に配置を予定することがないこと。

なお、落札した場合においては、実際に配置する技術者の変更は認められない。

(i) 常勤の自社社員であり、かつ、本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

オ 同意書（用紙交付）

カ 委任状（必要な者のみ）

キ 返信用封筒 表に返信先を記載し、簡易書留料金分を加えた料金分の切手を
ちょう付すること。

(2) 入札参加資格確認申請用紙の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 公告の日から平成17年10月3日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 交付場所 京都市理財局財務部調度課

(3) 入札参加資格確認申請の受付期間及び受付場所

ア 受付期間 公告の日から平成17年10月3日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 受付場所 京都市理財局財務部調度課

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、平成17年10月7日(金)までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号の一に該当することとなったときは、市長は4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

(1) 入札参加資格があると認めた者が、入札執行までの間に、規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

(2) 入札参加資格があると認めた者が、入札執行までの間に、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止となったとき。

(3) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

6 発注仕様書及び入札説明書の提示

- (1) 提示日時 平成17年10月11日(火) 午前10時
- (2) 提示場所 京都市理財局財務部調度課
- (3) 入札説明書等に対する質問及び回答期限等

入札説明書等に対する質問及び回答期限等については、入札説明書による。

7 評価項目の提案

入札を行う者は、以下に掲げる書類（以下「提案書等」という。）を提出しなければならない。

(1) 提案書

- ア 基本計画設計図書に記載した書類一式
- イ 必須項目に関する提案書（全14項目）
- ウ 必須項目（加算点項目）に関する提案書（全2項目）
- エ 必須項目以外の項目に関する提案書（全7項目）
- オ ランニングコストに関する提案書

(2) 提出期限 平成17年11月14日(月) 午後5時まで

(3) 提出場所 京都市理財局財務部調度課

8 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札日時 平成17年12月22日(木) 午前10時

(2) 入札場所 京都市理財局財務部調度課第一入札室

(3) 入札を行う者は、一般競争入札参加資格確認通知書（又はその写し）及び入札書に記載される入札金額に対応する積算内訳書を提示しなければならない。

(4) (3)に示す積算内訳書は、入札説明書により指示する事項、数量、単価、金額等を明示したものとし、封入又は表紙を付けて金額等が露呈しないようにして提示すること。

(5) (3)に示す積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、約款におい

て定めるものを除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

9 入札方法等

- (1) 落札決定に当っては、入札説明書等で指定する内容等のうち、必須項目をすべて満たしている内容等を提案した入札者の中から、総合評価方式により最も高い評価点の者を学識経験者への意見聴取を行ったうえ落札者とする。ただし、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、次に高い評価点を有する者をもって落札者とすることがある。

なお、最も高い評価点の者が2社以上あるときは、入札書に記載された金額に7で提示された「ランニングコストに関する提案書」のうちランニングコスト総括表に記載された合計額（以下「その他コスト」という。）を加算した額の低い者を落札者とする。また、入札書に記載された金額にその他コストを加算した額が同額である場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

- (2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札に当っては、予定価格を公表する。ただし、一般競争入札に参加する資格を有する者が1者のときは、予定価格の事前公表は行わない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 納付。保証金額は請負代金額の3割とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11 入札の取消し

9(3)により予定価格の事前公表を行った場合において、入札参加者が1者になったときは、本件入札を取り消すものとする。

12 入札の無効

- (1) 規則第6条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。
- (2) 提案書を提出しないときは、無効とする。また、予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とする。

13 議会の議決に付すべき契約

本件工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結することとする。ただし、仮契約を締結した後、議会の議決があるまでに、仮契約の相手方に別に定める基準に該当する反社会的行為等があったときは、当該仮契約は、解除する。

14 その他

この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。

15 問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所本庁舎1階 京都市理財局財務部調度課工事契約担当

電話 075-222-3313

(理財局財務部調度課)